

車両故障発生時の 会社対応について！

問題あり!

part2

前号に、こだま号で新富士～静岡間で発生した、VCB故障時の会社の対応を掲載しましたが、当該運転士は「冷静に対応できず」を口実に知識・技量が足りないとして懲罰的日勤、見極め試験をされ不合格、再教育に入りました。

しかし、VCB故障の事象翌日の10月20日（当該運転士は休日出勤行路のあけ）、乗務帰着後、指導科助役から前日のVCB故障の件で事情聴取されましたが、退出点呼の時間は過ぎていましたが、その時点では問題なく、退出点呼を通常通り受け、退出しました。

ところが、その後、当該運転士が自宅に帰宅後に指導科助役から電話がかかってきて、次勤務が日勤に変更になることを告げられました。

ここで問題なのは・・・！

・・・ここで問題なのは、当該運転士が帰着後、点呼後まで事情聴取されたにも関わらず、自己の時間で処理されたことです。

さらに、事情聴取で時系列等報告書の作成など一切されていないことです。

この後、日勤にして見極め試験をさせる様な会社の対応の中で、時系列等報告書の作成の作成も指示しなかったことに大きな問題があるのではないのでしょうか！？

何故、会社の対応が急転直下変わったのか・・・！？
更なる検証をして行きたいと思います！